

短期入所生活介護ドリームステイかがやき運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 佐世保白寿会が運営する短期入所生活介護 ドリームステイかがやき（以下「事業所」という）が行なう指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（事業所の運営方針）

第2条 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスを行なうものとする。

2.介護にあたっては、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画書に基づき、可能な限り、利用者の居宅における生活レベルの維持・向上を目指すサービス提供を行い、その有する能力に応じ、より自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するものとする。

3.事業所は、地域社会や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称、所在地及び定員は次の通りとする。

1. 名 称：短期入所生活介護 ドリームステイかがやき
2. 所在地：長崎県佐世保市鹿子前町 904-1
3. 定 員：特別養護老人ホーム白寿荘の空きベッド数と併設施設 17 床

(職員の職種及び員数)

第4条 この施設の職種及び職員数は次のとおりとする。

職種	常勤換算	指定基準
施設長	1名	1名
介護職員	59.1名	63名
看護職員	7.2名	
生活相談員	2名	2名
機能訓練指導員	4名	1名
医師	1.2名	1名
管理栄養士	4名	1名
事務職員	10名	1名
歯科衛生士	1名	
その他	4名	

※ 職員数は常勤換算とする。

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は以下の通りとする。

- (1) 管理者は老人福祉法および介護保険法 その他関係法令の規程に従い、職員を指揮監督して、施設の運営管理に従事すると共に地域社会および関係機関との連絡調整にあたるものとする。
- (2) 医師は、利用者の健康管理、保健指導および施設内診療に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活一般における指導と相談援助に従事する。
- (4) 事務員は施設の運営管理に関わる総務関連業務（庶務、人事、財務等）に従事するものとする。
- (5) 介護職員は利用者の日常生活の介護および相談、援助の業務に従事する。
- (6) 看護職員は医師の指示に従い、常に利用者の健康状態に応じて、その看護および保健衛生業務に従事する。
- (7) 栄養士は利用者の栄養および給食の管理指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、医師の指示に従い 利用者の機能回復訓練に従事する。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護事業の内容は以下の通りとする。

1. 入浴、清拭
2. 食事
3. 排泄の介助
4. 離床、更衣、整容その他日常生活上のお世話
5. 健康チェック
6. 機能訓練
7. レクリエーション
8. 送迎
9. 相談援助等の支援

(短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスを提供したことにより発生する利用料の一部として法に規定する金額と、介護保険の給付対象外である滞在費及び食費を通常のご利用者自己負担額として受領するものとする。

なお、その利用料等については、契約時に提示する『重要事項説明書』の記載の通りとし、滞在費及び食費に関しては下記の金額の通りとする。

2. 理容料金等、施設生活に伴う費用に関しては実費をもって受領するものとする。
3. ご利用者負担金の収納及び未納金整理については「利用者負担金収納及び未納金整理要綱」によるものとする。

「食費」及び「居住費」について

【介護保険給付対象外の金額の内訳】

(日額)

居室に係る 自己負担額	居住費の一日 あたりの金額	個 室		多 床 室	
		1,170 円		850 円	
食事にかかる 自己負担額	食費の一日 あたりの金額	朝食	昼食	おやつ	夕食
		460 円	560 円	100 円	630 円

【食費・居住費の負担軽減について】

世帯全員が市町村民税非課税の方や資産要件にて、市町村へ申請することにより「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。

(日額)

利用者 負担段階	所得要件	資産要件 (預貯金などの資産)	多床室	個室	食費
第1段階	生活保護受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	380円	300円
第2段階	市民税非課税世帯者であって年金収入と非課税年金収入 (障害年金・遺族年金)の合計が年間80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	430円	480円	600円
第3段階①	市民税非課税世帯者であって年金収入と非課税年金収入 (障害年金・遺族年金)の合計が年間80万以上120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	430円	880円	1,000円
第3段階②	市民税非課税世帯者であって年金収入と非課税年金収入 (障害年金・遺族年金)の合計が年間120万以上	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	430円	880円	1,300円
第4段階	課税世帯・上記以外のもの		850円	1,170円	1,750円

(通常の送迎実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は離島を除く佐世保市全域及び佐々町とします。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、次のことについて留意するものとする。

1. 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
2. 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
3. 管理者が定めた場所以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
4. 喧嘩、口論、中傷その他 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
5. その他 管理者が定めたこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 職員は短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変が発生した時は、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者及び家族に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業者は非常災害に関する具体的計画を作成し、防火管理者又は火気 消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救助、通報等の訓練を行なう。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 その他運営に関する留意事項は以下の通りとする。

1. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
3. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
4. 正当な理由なく、短期入所生活介護サービスの提供を拒まないものとする。また当該事業所の通常の送迎実施地域等を勘案し、自ら適切な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに連絡を行ない、又は適当な事業者を紹介することとする。
5. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なう。
6. 利用者の要介護度認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。

7. 利用者からの相談又は苦情に関する窓口を置き文書で記録し保管する。
8. 利用者の介護にあたっては、当該利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 その他入所者の行動を制限する行為は行わないこととする。但し、緊急やむを得ない場合において、身体的拘束 その他入所者の行動を制限する行為を行わざるを得ない場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、実施せざるを得なかったやむを得ない理由を記載した説明書を作成し、ご家族等に対し提出するものとする。
9. 管理者は、職員に対し社会福祉に従事する職員として、福祉に対する理念と技能及び業務の遂行能力を高めるため、必要と認められる研修を実施するものとする。
10. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は別に定めるものとする。

令和7年4月1日 改正